平成２５年（フ）第２１４８号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３
上飯田第二市街地住宅１棟816号
債務者　鈴木　明夫
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１５９号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字上釜ケ池９番地１　クレセントタツミ102号
債務者　西川　佳孝
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６０号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字上釜ケ池９番地１　クレセントタツミ102号
債務者　西川　美沙（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１０号
名古屋市中川区下之一色町字宮分67番地の１二村マンション202号、従前の住所名古屋市中川区服部５丁目503番地の２
債務者　中川　美穂
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７８号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番23―501号、前住所大阪府藤井寺市小山７丁目22番９号
債務者　居坂　　昇
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番23―501号、前住所大阪府藤井寺市小山７丁目22番９号
債務者　居坂　昌子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目20番５号第２ふじおかマンション102号
債務者　石井　辰己
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０１号
兵庫県赤穂市元町１番地１　ルミナスポート102
債務者　濱尾　賢二
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５４８号
兵庫県加古川市尾上町養田1509番地の２
債務者　狩野　三朗
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５５０号
兵庫県相生市佐方２丁目２番１号　さくら弐番館201、従前の住所兵庫県赤穂市尾崎474番地１
債務者　横田　勝貴（旧姓片上）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３１号
長崎県長崎市愛宕２丁目６番１号　頓田第１アパート101、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋町６番46号
債務者　髙嶋　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
長崎県長崎市大浜町652番地７、旧住所長崎県西海市大瀬戸町多以良外郷97番地１
債務者　平瀬健太郎
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
長崎県長崎市中新町９番２号　東山手ハウス101
債務者　溝上　　勝
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
長崎県長崎市中新町９番２号　東山手ハウス101
債務者　溝上かつ江
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
北海道小樽市銭函３丁目23番地48
債務者　蛯名　孝行
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１２０号
北海道小樽市入船４丁目18番８号
債務者　福田　壽子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１２８号
北海道小樽市銭函３丁目５番地13
債務者　宮下　美保
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部